

議第118号

海洋文化都市くれ推進基金条例の制定について
海洋文化都市くれ推進基金条例を次のように定める。

海洋文化都市くれ推進基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（次条において「寄附活用事業」という。）として本市が目指す「海洋文化都市くれ」の実現に関する事業等の円滑な推進に資するため、海洋文化都市くれ推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(対象事業)

第2条 基金は、寄附活用事業のうち次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）の実施に必要な資金を積み立てるものとする。

- (1) 海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携の拠点形成に関する事業
- (2) 海洋・海事分野における人材育成・人材確保に関する事業
- (3) 海洋・海事分野における課題解決や新産業の創出に関する事業
- (4) その他「海洋文化都市くれ」の実現のために市長が必要と認める事業

(積立て)

第3条 基金は、次に掲げる寄附金その他の歳入をもって積み立てるものとする。

- (1) 地域再生法第13条の3に規定する寄附として受けた寄附金のうち、対象事業の実施に必要な財源に充てることを指定されたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、寄附金のうち、対象事業の実施に必要な財源に充てることを指定されたもの
- (3) その他対象事業に関連する歳入であって、対象事業の実施のために市長が必要と認めるもの

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じた収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政運営上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、対象事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

「海洋文化都市くれ」の実現に関する事業等に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するため、この条例案を提出する。